

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年11月6日

「長崎市からの委託」をかたる点検商法に注意

内容

長崎市から委託を受けたという業者から「台風で被害があった世帯に長崎市から助成金が出る。被害状況確認のため自宅を点検させてほしい」との電話があった。特に被害はないことを伝えるも、「詳しく点検しないとわからない」などとしつこく勧誘された。

消費生活センターからのアドバイス

市役所の委託業者をかたる点検商法という悪質商法の手口の可能性があります。

長崎市が給付するのは、台風で半壊以上の被害を受けた住宅への見舞金だけで、事例のような詳しく見ないとわからない程度の被害への助成金などはありません。

点検商法は、「無料で点検」などの誘い文句から家に上がり込み、最終的に高額な工事契約を結ばせようとする悪質商法の手口です。

事例のような電話があっても、「必要ありません」ときっぱりと断ってください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります